

一般社団法人 日本臨床免疫学会 学会賞規則

令和7年10月10日改訂

(名称)

第1条

一般社団法人日本臨床免疫学会（以下、「本会」という。）は学会賞として「日本臨床免疫学会研究奨励賞」および「日本臨床免疫学会症例報告賞」を制定する。

前項の「学会賞」の他に、各委員会、年次学術総会、国際シンポジウムにおいては、各委員長または学会長が個別に審査基準および賞金等の案を策定し、理事会の承認を経て特別賞を設定することができる。

例：国際委員会による「JSCI-FOCIS Emerging Investigator Recognition Award」、ダイバーシティ推進委員会による「ダイバーシティアワード」、年次学術総会における「未来賞」、国際シンポジウムにおけるYIAなど。

(目的)

第2条

この賞は、本邦における臨床免疫学に関する臨床的または基礎的研究の振興ならびに臨床免疫学の発展に貢献のあった者を顕彰する。

(応募要項)

第3条

研究奨励賞・症例報告賞の対象者は、本会会員とし、次の要件を満たす応募者の中から選考する。

1. 研究奨励賞の応募要件は次による。

本会学術総会に演題を応募し、研究奨励賞候補セッションでの発表後に選考委員の投票により決定される。

- ① 過去に本会の研究奨励賞を受賞していない者
- ② 年齢40歳未満の研究者（年齢は、当該年度の4月1日現在とする）

2. 症例報告賞の応募要件は次による。

本会学術総会に演題をポスター発表し、選考委員の投票により決定される。

- ① 年齢40歳未満の研究者（年齢は、当該年度の4月1日現在とする）

(選考要領)

第4条 選考委員および委員長の選任は次による。

- ① 研究奨励賞の書面または電磁的記録での事前選考委員は、年次学術集会プログ

ラム委員および年次学術集会会長の指名した者、複数名とする。

② 学術集会当日の選考委員は、理事、年次学術集会プログラム委員および年次学術集会会長の指名した者、複数名とする。

委員長は年次学術集会会長とする。

(選考方法)

第5条 各賞の選考方法は次による。

① 研究奨励賞の書面または電磁的記録での事前選考は、前条1号の事前選考委員により行い、上位8名程度を選出する。選出された候補者は年次学術集会で発表を行い、前条第2号の選考委員の投票により選出する。

② 研究奨励賞の書面または電磁的記録での事前選考ならびに学術集会での審査においては、動物モデルのみの免疫学研究を超えたヒト疾患の診断・治療に向けた研究であることを重視する。

③ 症例報告賞は学術集会でのポスター発表を行い、前条第2号の選考委員の投票により選出する。

④ 症例報告賞の選出にあたっては、珍しい症例の発表にとどまらず、新たな病態理解に結びついている、もしくは実臨床に役立つことを重視する。

第6条 研究奨励賞・症例報告賞の授与は次による。

① 当該年度の総会・学術集会の場で褒賞を行う。

② 褒賞は、論文表彰とせず個人名表彰とする。

③ 副賞(賞金)は、研究奨励賞は5万円、症例報告賞は2万円とする。

付記

1. 本規則は、2017年6月制定に制定された内容を一部改定し、一般社団法人として新たに規則とするものである。

2. 研究奨励賞受賞者には、Immunological Medicineへの投稿を依頼する。